

放棄した債権の報告について

1 報告件名

高齢者シェルター入所費用及び医療費負担金の債権放棄について

2 債権放棄の経緯

- (1) 平成23年12月7日、本人が近隣住民に付き添われて福祉事務所に来所し、同居の子から虐待されていると本人が強く訴えたため、平成23年12月7日～28日の間、区の高齢者シェルター（病院）で保護することになった。
- (2) 同居の子は、区の保護前から区に対し、認知症の疑いのある本人の相談を行っていたにもかかわらず、事前に相談もなく保護したことに納得しておらず、区の高齢者シェルター入所費用及び医療費の支払いを拒否していた。
- (3) 平成26年12月 本人死亡
- (4) 債務相続人に対し、債務についての通知文を郵送して連絡を試みたが、反応は得られず（消滅時効に係る時効期間満了前の最終通知日は令和3年6月16日）、消滅時効に係る時効期間満了後の令和4年10月20日にも、同様の通知文を郵送し連絡を試みたが、反応は得られなかった。
- (5) 消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務相続人が時効を援用するかどうかの意思を確認できないため、「東京都板橋区債権管理条例第16条第1項第6号」に基づき、令和5年2月16日、債権を放棄した。

3 債権の額 金72,184円

4 根拠法令 東京都板橋区債権管理条例第16条第1項第6号

5 債権放棄決定日 令和5年2月16日